



## 申12号「電気部門の変革2022」に関する申し入れ（第3回交渉）

**第27項** 設備21実施時における設備強化については2027年度末までに完了すること。  
また、今施策において示されているシステムチェンジについては目標年限を定めること。

- ・設備強化が進んでいないエリアは、毎年計画の見直しをしている。現場にも示して取り組んでいく。
- ・本社、支社、現場と一体となってやっていく。
- ・設備21のときに掲げた設備強化は継続してやっていく。
- ・システムチェンジの効果が発揮できる時期に必要な見直しを行っていく。
- ・設備の必要な老朽取り替えはしていく。必要な予算は確保していく。 **確認!**

**第28項** 設備管理システムの諸元データと、関係する図面の整備を最重要課題として優先的に取り組むこと。

- ・設備管理システムの整備は重点的に実施している。
- ・本社、支社、現場で取り組むものであり環境整備などは、現場の声を聴きながら改善を図っていく。
- ・若い人にシステム入力が集中しているという声があるのも認識している。若手の仕事と決めつけずに、技術センター、メセの管理者などが、しっかり業務量の状況をみながらバランスを取るよう指導していく。
- ・諸元データの精度が上がっているかは現場が一番把握している。トレースのチェックをしていく。 **確認!**

**第29項** スマートメンテナンスについては、どのようなデータを収集して、現行のどの業務が簡素化されるのか明確にすること。

- ・モニタリング装置の導入後は、1年に1回実施している電車線の至近距離検査が、3年に1回の実施となる。
- ・近赤外線カメラを使用するが、死角ができるため、人による検査や測定はなくせない。
- ・検査の全てを置き換えるものではない。

**第30項** スマートメンテナンスの導入は、先行して試行箇所を設定して検証・改善を行い、実施する検査項目と軽減される業務内容、現行の保守体制から移行できる根拠、見込まれる要員効果について明確となった時点で行うこと。また、その際には別途労使議論を行うこと。

- ・電車線モニタリングは、1年程度の試行期間、データ収集、検証、改善を経て、2021年から移行する計画である。信号通信も試行、検証の考えは同様である。
- ・要員効果が現れるのは本実施以降となる。

**第31項** スマートメンテナンスが本実施されるまで、現行の要員を削減しないこと。

- ・業務量に合わせて適切な配置をしていく。
- ・今回提案した内容を考慮して、適切な配置を行う。

**第32項** 各実施項目について、導入時期を明確に定めること。

- ・川崎発電所当直体制見直しは2019年度9月～10月を予定している。
- ・当直長の教育は準備出来次第始める。その状況によっては体制見直しを前倒しする可能性はある。
- ・社外専門能力の活用については現在、試行中で現在のところ問題ない認識である。
- ・樹木伐採の単価契約での発注は2019年度初を見込んでいる。

～その2へ続く～